不利益処分の処分基準

処分の内容		報告又は調査に応じないときの保護の変更、停止、廃止
根拠法令及び条項		生活保護法第２８条第５項
所管部課係名		総合福祉部生活支援課生活保護係
処分基準	関係条項	新座市福祉事務所長事務委任規則第４条第１項
	基準（未設定の場合はその理由）	【基準】 法第２８条第５項の規定による。 （報告、調査及び検診） 第二十八条 ５　保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）